

2026.10.1

就活ハラスメント防止に向けた当社の取り組みについて

株式会社新学社 総務部長

当社は、令和 8 年 10 月 1 日施行の男女雇用機会均等法第 13 条に基づき、採用面接、会社説明会、OB・OG 面談等の求職活動等における求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じます。

ここでいうセクシュアルハラスメントには、異性に対するものだけでなく同性に対する性的な言動も含まれ、また、相手の性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず該当します。

セクシュアルハラスメントをはじめ、求職者等に対するあらゆるハラスメントを一切許容しません。すべての求職者の基本的人権を尊重し、学生を含む求職者の皆さまが安心して求職活動に臨めるよう、採用面接、会社説明会、その他の採用活動に関わるすべての場面において、適切な言動を徹底してまいります。

当社では採用活動に関して以下のような行動ルールを定め、採用にかかわる担当者等へ周知・徹底を図っております。

採用活動における行動ルール（一部抜粋）

- ・学生を含む求職者との連絡は、会社の指定したメールアドレスまたはツールを使用し、社員の私用メールや個人の SNS アカウントでの連絡は原則として禁止します。
- ・採用活動における面会は、当社の会議室や公的な場所（学内、オープンなカフェや飲食店等）に限ります。
- ・採用活動にかかわる社員は、ハラスメント防止に関する研修を受講します。

万が一、ハラスメントに関するご相談やご申告があった場合には、相談者のご意向や心身の状況に配慮しつつ、相談窓口担当者等が速やかに事実関係を確認し、必要に応じて厳正に対処するとともに、再発防止に努めます。

採用面接や会社説明会等において、不適切な言動を受けたと感じたり、少しでも不安や疑問を覚えたりした場合は、決して我慢なさらず、無理に応じることなく、相談窓口までご連絡ください。

【ご相談窓口】

就活ハラスメント相談担当

recruit-soudan@sing.co.jp

ご相談は匿名でも受け付けております。相談内容や相談者さまのプライバシーは適切に保護し、ご本人の同意なく第三者へ開示することはありません。

また、ご相談いただいたことを理由として、面接・選考・内定その他採用上の不利益な取扱いを行うことは一切ありません。